# 令和7年度 地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則

※全日本中学校通信陸上競技大会千葉県大会、千葉県中学校総合体育大会陸上競技の部、千葉県中学校新人陸上競技大会、千葉県中学校陸上競技記録会、千葉県中学校駅伝大会、千葉県中学校新人駅伝大会への参加資格の特例競技部細則

【 NO.101 陸上競技·駅伝 】専門部

①参加を認める条件(必要な資格等を含む)		
【団体】	a)	(公財)日本中学校体育連盟及びに千葉県小中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
	b)	地域クラブ等の活動は、指導者資格【JAAF公認ジュニアコーチ(日本スポーツ協会公認陸上競技コーチ1以上が望ましい)】を有する(今年度取得見込みも含む)代表者もしくは指導者のもとに、年間を通じて日常継続的に適切に行われていること。【学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン】を遵守していること。
	c)	千葉県小中学校体育連盟かつ支部の小中学校体育連盟に参加認定されていること。 (県小中体連事務局に申請書を提出し、許可された団体)
	d)	千葉陸上競技協会に団体登録されていること。
【個人】	e)	生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。(中学校に在籍している生徒であること)
	f)	日本陸上競技連盟に登録された中学生であること。
	g)	千葉陸上競技協会に登録されている選手であること。

②大会に参加した場合に守るべき条件			
【団体】	a) 大会開催要項を守り、大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。		
	b) 千葉県小中学校体育連盟陸上競技専門部に大会参加費、事務手数料を納入すること。		
	c) 責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事態に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。		
【個人】	d) 地域クラブ活動等で参加する場合、在籍中学校からの参加は認めない。その逆も同様。また大会ごとに異なる団体から出場することはできない。		
	e) 複数の種目(リレーを含む)に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。		
	f) 支部予選会からの参加については、在籍する学校の所在地から出場すること。		

③大会への参加が認められない場合		
【団体】	a) 地域クラブ同士による合同チームの参加は認めない。	
【団体・個人】	b) 参加条件に虚偽の内容が判明した場合。	
	c) 参加料等を支払わない場合。	

④その他追記事	頁
	②-dについて、全国中学校陸上競技選手権大会、関東陸上競技大会、県総合体育大会、県通信陸上競技大会、県新人体育大会、県記録会(5会場で実施)については、所属を統一すること。その他、支部が定める指定大会等については、主催者と連携をとり、なるべく統一させること。 県総体、県新人大会の団体表彰には含まない。

### ⑤どこからの大会参加になるか

- a) 県総体は、令和7年4月1日(火)~7月20日(日)までに開催された、①公認申請が受理され記録が認められた公認大会、②支部指定大会(県小中体連陸上競技専門部が認めた大会)、③支部予選会、で参加標準記録を突破した者。
- b) 県新人大会は、令和7年4月1日(火)~9月15日(祝・月)までに開催された①公認申 請が受理され記録が認められた公認大会、②支部指定大会(県小中体連陸上競技専 門部が認めた大会)、③支部予選会、で参加標準記録を突破した者。
- c) 県総体・県新人大会は、各支部の予選会に出場し、各支部で推薦された者。
- d) 県通信大会は、令和7年4月1日(火)~6月15日(日)までに開催された①公認申請が 受理され記録が認められた公認大会、②支部指定大会、で参加標準記録を突破した 者。

### ⑥県大会参加枠など

制限はなし

# 【 リレー 】

### ①参加を認める条件

- a) 参加を認める条件については、個人種目の①に書かれていることを前提とする。
- b) 登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。
- 地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活 c) 動」、または、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」で参加することができ る。(ただし、複数の中学校から選手を選抜等によって集め編成されたチームは除く。)

# ②大会に参加した場合に守るべき条件

- a) 出場できるチーム数は各団体1チームまでとする。
- 複数の種目(リレーを含む)に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。

### ③大会参加が認められない場合

- a) 地域クラブ同士による合同チームの参加は認めない。
- b) 参加条件に虚偽の内容が判明した場合。
- c) 参加料等を支払わない場合。

### ④ その他追記事項

参加を認める条件のaについては、同一中学校・同一メンバーで組んだ地域クラブのチームで、支部や地区大会において学校名で出場せざるを得ない場合の記録はチームの記録として認める。ただし、この場合、中学校名で別のメンバーで編成して県大会へ出場することは認めない。

### ⑤どこからの大会参加になるか

個人種目と同じ。ただし、県新人大会の参加標準記録突破は、1・2年生のみで編成されたチームの記録であること。

### 6県大会参加枠

各団体1チームまでとする。

各支部で、標準記録突破チームが5チーム以上あった場合は、支部推薦はない。 (各支部5チームまで。)

# 【駅伝】

### ①参加を認める条件

### 【団体】

- a) 参加を認める条件については、【陸上競技】にある「参加を認める条件」を前提とする。 (選手個人としては、日本陸連・千葉陸協登録してあることが望ましい。)
- b) 登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。
- c) 地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、または、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」で参加することができる。(ただし、複数の中学校から選手を選抜等によって集め編成されたチームは除く。)

# ②大会に参加した場合に守るべき条件

- a) 出場できるチーム数は各団体1チームまでとする。
- b) 支部予選大会と県総体で異なる所属から出場することはできない。

## ③大会参加が認められない場合

- a) 地域クラブ同士による合同チームの参加は認めない。
- b) 参加条件に虚偽の内容が判明した場合。
- c) 参加料等を支払わない場合。

### ④その他追記事項

なし

# ⑤どこからの大会参加になるか

支部予選会で選考されたチームが県大会へ出場できる。(支部大会に出場できるチーム数は、各団体1チームまでとする)

### 6県大会参加枠

各団体1チームまでとする。

県駅伝大会出場校は、各支部からの代表5チームまでとする。

# 全国中学校体育大会参加資格の特例

- ◎ 学校教育法134条の各種学校在籍生徒
- (1) 学校教育法134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、都道府県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
  - (1) 全国中学校体育大会の参加を認める条件
    - ア(公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
    - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
    - ウ 参加を希望する学校にあっては,運動部活動が学校教育の一環として,日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに,適切に行われていること。
  - ② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
    - ア 全国大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
    - イ 全国大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員または部活動指導員が生徒を引率 すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対 策を立てておくこと。
    - ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
- ◎ 地域クラブ活動に所属する中学生
- (1) 地域クラブ活動に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
  - ① 全国中学校体育大会の参加を認める条件
    - ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
    - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒 であること)。
    - ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
    - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和 4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
    - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること(登録費については,都道府県中学校体育連盟の方針による)。
    - カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
    - キ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合, 在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
  - ② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
    - ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従 うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
    - イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
    - ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については,必要に応じて,応分の負担をすること。
    - エ 団体競技における地域クラブ活動での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。
  - ③ 参加を認めない場合
    - ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

### (3) 全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則

在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている地域クラブ活動の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県(※)より、標準記録突破指定大会、全日本中学校陸上競技選手権大会に、参加する(標準記録突破指定大会の参加資格は各都道府県中学校体育連盟が定める)。リレーは、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」又は登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。複数の種目(リレーを含む)に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。

(※)以下の2つの要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。

- ① 「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動 又は「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」に在籍している場合。
- ② 在籍している学校に希望する部活動がないこと等の場合において、都道府県中学校体育連盟が都道府県をまたいだ大会参加を認めている場合。